

## 豊橋市入札会傍聴取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、入札執行の適正を確保するため、入札執行を公開するに当たり、その傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴の手続等)

第2条 入札執行を傍聴しようとする者（以下「傍聴人」という。）は、入札傍聴人申請簿（別記様式）により受付をし、係員の指示に従い傍聴するものとする。

(傍聴定員等)

第3条 傍聴人の定員は、会場の都合によりその都度定めるものとする。

2 傍聴人の受付は、定員になり次第締切るものとする。

3 傍聴人は、入札開始時刻までに入札会場への入室を終えなければならない。

(傍聴できない者)

第4条 次の各号の一に該当する者は、入札会場に入り、傍聴することができない。

(1) 酒気を帯びていると認められる者

(2) 危険物、ビラ、プラカード、旗、のぼり等を所持している者

(3) 前2号に定めるもののほか、入札執行を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者

(傍聴人の守るべき事項)

第5条 傍聴人は、入札会場内においては、次の事項を守らなければならない。

(1) 入札の結果等について拍手その他の方法により、公然と可否を表明しないこと。

(2) 私語、放歌、高笑い等をしないこと。

(3) 前2号に定めるもののほか、入札会場の秩序を乱す等入札執行の妨害となるような行為をしないこと。

(写真撮影及び録音等の制限)

第6条 傍聴人は、許可なく写真撮影、録音等をしてはならない。

(係員の指示)

第7条 傍聴人は、すべて係員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第8条 傍聴人がこの要領の規定に違反したときは、入札執行者はこれを制止し、その命令に従わないときは、その傍聴人を退場させることができる。

(準用)

第9条 本要領の規定は、電子入札案件における開札事務の傍聴の場合に準用する。

附 則

この要領は、平成5年8月31日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

